

農業構造からみた集団転作の諸形態とその展開要件

— 稲作地帯を中心として —

佐 藤 隆

(岩手県立農業試験場)

Various Forms of Group Diversion of Rice to Upland Crop Cultivation and its
Developmental Factors Considered from Agricultural Structure

— Focusing on single cropping area of paddy rice —

Takashi SATO

(Iwate Agricultural Experiment Station)

1 は し が き

米の過剰基調下で、昭和53年から始められた水田利用再編対策は、集団転作が骨子となっており、その推進形態は地区により多様である。

ここでは、集団転作の推進形態を規定している農業構造について分析し、その展開のための要件を明らかにする。

なお、この報告のための研究推進にあたって適切な助言

を頂いた岩手農試高橋長二場長に対して、心からお礼を申し上げる。

2 集団転作形態の分類とその内容

1. 形態分類

岩手県央・県南にみられる代表的な集団転作について、経営組織の転換程度・実施地区の固定性・担い手の中心を指標として分類すると次のようになる。

経営組織の転換程度		実施地区の固定性	担い手の中心	集 団 転 作 形 態
無 ～ 小		流 動 的	任意の地縁集団	① 地区持ち回り転作
		固 定 的	協 業 組 織	② 農業体肩代り転作
			農 協	③ 農協管理転作
			任意の地縁集団	④ 乾田地区肩代り転作
大	稲単一 → 複 合	固 定 的	任意の地縁集団	⑤ 新規部門導入転作
	複 合 → 複 合			⑥ 複合部門拡充転作
	複 合 → 単 一			⑦ 経営組織全面転換転作

ところで、①～④の形態は稲作志向が強く、稲作復帰を前提にした緊急避難の対応であり、地区としては転作前に比して農業生産額の低下をきたす結果となる。⑤～⑦の形態は地区条件を考慮して、農協や生産組織のリーダーが積極的な条件整備をはかりながら地区農業生産額の向上、経営発展を志向している対応といえることができる。さらに、⑤、⑥、⑦の転作対応については⑤→⑥→⑦の段階的転換は考えられるが、⑦→⑥→⑤の転換はほとんど考えられない。

2. 形態別内容

① 地区持ち回り転作：市町村あるいは農協の範囲で、単年度毎に数か所の特定地区に転作田の団地化をはかり、持ち回り対応する形である。

② 協業体肩代り転作：組合員個別経営から独立した、専従制による土地出費型協業体が、近隣農家の転作割り当て面積を加えて転作対応する形である。

③ 農協管理転作：転作不可能な、もしくはしたくない農家の割り当て分を、割り当て分より多く転作しても良いとする農家に対して、農協が仲介して団地的に転作対応する形で、転作物の耕作管理も農協が中心に行う。

④ 乾田地区肩代り転作：湿田の多い地域において、農協の範囲内あるいは近隣農協管内に、転作団地化可能な乾田地区がある場合、そこにおいて湿田地区の転作割り当て分を加えて転作対応する形である。

⑤ 新規部門導入転作：稲単一経営の性格が強い地区において農業所得の伸び悩みを打開するために複合経営の確

立を目差して、団地的に集約的な作物導入により転作対応する形である。

⑥ 複合部門導入転作：複合部門の拡大をはかるために、地縁の結合を基軸とした農家群により団地的に転作対応する形である。

⑦ 経営組織全面転換転作：複合経営から自然立地条件に適した複合部門への専作経営確立を目差して、地縁の結合を基軸とした農家群により団地的に転作対応する形である。

3 農業構造と集団転作形態との規定性

①～④の形態は総体的に経営規模が小～中で、農業専従者在宅率が低い傾向にある。また、米の単収が高く、品質も良く、銘柄米生産の指向性が強い。これに対し、⑤～⑦の形態は総体的に銘柄米品種選択の許容力は小さいが、経営規模が大きく、農業専従者の在宅率が高い。

次に形態別の特徴的な農業構造についてみると、

① 地区持ち回り転作：通年施行が数年間実施されつつある。

② 協業体肩代り転作：大型機械一貫装備の専従制稲作協業体の存在。稲作作業委託農家割合が高い。

③ 農協管理転作：稲作作業委託農家割合が高く、その受託主体を農協が担っている。

④ 乾田地区肩代り転作：湿田地区が多い。河川からの機械揚水のため、圃場単位の水利調節困難。

⑤ 新規部門導入転作：米品質の年度間格差が比較的大きい。

⑥ 複合部門拡充転作：稲作収入の農家経済に占める位置づけが相対的に小さい。

⑦ 経営組織全面転換転作：水利・土壌条件が悪く、米の作柄不安定。戦後入植地で、共同意識・仲間意識が強い。

4 集団転作形態別展開要件

①～④の形態について共通的な展開要件は、Ⅰ 互助制度

の確立、Ⅱ 既存有稲作用機械・施設利用が可能な転作物の選択などである。

また、⑤～⑦の形態についての共通的な展開要件は、Ⅰ 積極的な補助事業の利活用、⑤と⑥については、Ⅱ 転作物流通体制の整備・強化、Ⅲ 稲作の生産組織化などである。

次に、形態別に固有な展開要件をあげると

① 地区持ち回り転作：資本装備のない小規模兼業層のため、機械・施設の共同利用、機械作業の受委託推進。実施地区選定のための生産者をも含めた調整組織の確立。

④ 乾田地区肩代り転作：①の形態と同様、機械・施設の共同利用、機械作業の受委託推進。市町村・農協による地区間の仲介・あっせん。

⑤ 新規部門導入転作：経営組織転換の端緒的な形態であり、稲作との労働競合の少ない転作物の選択。労働力の多い農家群あるいは農協による転作物生産過程の一部分担。

⑦ 経営組織全面転換転作：転換部門の強化・規模拡大のため、周辺農家の転作田利用管理の受託。恒久的転作であり、機械作業の能率を高めるため、集団内水田畦畔の除去。

5 む す び

米過剰下では米価の相対的低下が予想され、水田流動化による稲作規模拡大も困難な現状では、銘柄米生産地帯といえども水田転作による複合化の方策を考えなければならない。その場合、麦や大豆等の粗放作物への転換は、互助金を含む奨励金があって初めて稲作並みの所得が期待出来るが、地区としては従来よりも農業生産額が低下するであろう。そこで、地区営農における転作麦・大豆等の位置付けを明確にし、生産額を低下させないために、さらに集約的な転作物の導入に努める必要があろう。すなわち、①～④の転作形態から⑤～⑦への段階的な移行を考えなければならないであろう。